

戸田市道路ネーミングライツパートナー募集要項

1. 目的

市の道路の通称（呼び名）を決定する権利を民間事業者などに付与することにより、民間事業者の広告機会の拡大による地域経済活動の活性化や、本市の安定的財源の確保を図ることを目的とします。

2. 募集主体

戸田市

3. 募集の概要

募集対象路線は以下のとおり（新規募集対象は①～③）です。

番号	募集区分	路線名	区間 (※1)	ネーミングライツ料の最低 金額 (※2)	契約期間 (※3)
①	新規	戸田市道 第5003号線	笹目北町11番11地先から 美女木東一丁目1番15地先まで 約784m	年額69万円	10年間
②	新規	戸田市道 第2034号線	上戸田一丁目1番6地先から 上戸田四丁目2番14地先まで 約648m	年額57万円	10年間
③	新規	戸田市道 第3003号線	中町二丁目1371番1地先から 下前二丁目44番地先まで 約845m	年額75万円	10年間
④	更新	戸田市道 第3200号線	本町一丁目1383番8地先から 本町一丁目1334番3地先まで 約389m	年額34万円	10年間

※1：複数路線を同時にお申込みしていただくことも可能です。

※2：応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除きます。

※3：契約期間満了日の6ヶ月前までに、引き続き契約継続の意思を表示した場合には、優先交渉権があります。

4. ネーミングライツの範囲

- (1) 当該道路の通称として、企業名、商品（ブランド）名等を命名することができます。利用者が理解しやすく、かつ、道路の設置目的にふさわしい通称とし、文字数は20文字以内としてください。市は通称を積極的に使用するものとしますが、道路法における路線名の変更は行わず、議案などにおいて必要な場合は、通称ではなく道路法上の名称（例：市道第〇〇号線）を使用するものとします。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内の通称の変更はできません。
- (3) 提案いただいた通称について、協議・相談を行う場合があります。
- (4) 通称に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属するものとしますが、市が無償で使用することを認めるものとします。また、本件通称表示に関連し、第三者との間で紛争が生じた場合には、ネーミングライツパートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

5. 通称の使用開始時期

令和9年4月1日から使用を開始することができます。

6. 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は以下のとおりです。

区 分	市	ネーミングライツパートナー
通称案内看板の設置、維持管理	—	○
契約期間終了後の原状回復	—	○
広報、ホームページ等の表示変更	○	—

7. 通称の表示

ネーミングライツパートナーは、通称を表示する看板を道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）に基づき道路管理者（道路管理課）の承認を得て設置することができます（デザインは別紙参照）。

設置時期及び内容は協議のうえ決定することとします。

また、看板を設置する場合は、路線の始点と終点には必ず配置するものとし、中間点については、協議のうえ配置を決定することとします。

なお、設置した看板は、市に帰属するものとしますが、維持管理、補修、取替え、賠償保険の加入、契約終了後の撤去等はネーミングライツパートナーにて行うものとします。

通称案内看板の設置については、規格、設置位置も含めてネーミングライツパートナーと市、地先土地所有者との協議により決定します。

8. 応募資格

応募資格を有する者は、募集の目的に賛同する法人格を有した団体（戸田市内に本社、本店、支社、支店及び営業所、店舗等の活動拠点を有し、事業を行っている者）とします。

ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ 戸田市から入札参加停止措置を受けているもの

ウ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）

オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種もしくは風俗営業類似の業種

キ たばこに係る団体

- ク 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業を営む団体
- ケ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- コ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う団体
- サ 公序良俗に反する事業を行う団体
- シ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- セ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

9. ネーミングライツパートナー選定方法

（１）審査委員会による審査及び優先交渉権者の決定

- ①市が設置する委員会において、ネーミングライツパートナーとして適当かどうか総合的に審査し、優先交渉権者（ネーミングライツパートナーとしての適格があり、他の応募者に優先して市と契約締結に向けて協議を行う者）を決定します。また、応募者が一者のみの場合においても、申込内容等を公正かつ幅広い視点から審査するため、審査委員会を開催します。
- ②優先交渉権者の決定結果の通知後は、特段の事由がない限り辞退できません。
- ③応募者は審査委員会において、令和９年１月中を目途にプレゼンテーションを行っていただきます。（方法は自由です。またプレゼンテーションに必要な機器は当市にて用意させていただきます。）
- ④審査基準は以下のとおりとし、審査の結果、審査項目のいずれかに著しく低い評価点がある場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

審査項目	審査ポイント	配点
通称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設の設置目的やイメージとの整合	３０
応募条件	応募金額、相対評価	４０
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性	１０
地域貢献等	地域貢献に対する理念、活動実績および今後の計画等	２０
合計		１００

（２）優先交渉権者との契約内容協議、契約締結

優先交渉権者と契約内容協議を行い、協議内容が合意に至り次第、ネーミングライツパートナーを決定します。

なお、市は、市と優先交渉権者との間で合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、優先交渉権者の決定を取消し、次点の候補者と契約協議を行うものとします。

(3) ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツパートナーは、毎年度6月末を支払期限として、ネーミングライツ料の当該年度分を本市に支払うものとします。

10. 事前協議・対話

制度に関することや、提案づくりのサポートをするため事前協議・対話を行います。

申込を希望される方は、条件などの確認が必要なため、申込書の提出前に必ず事前協議・対話を行ってください。

なお、相談内容により回答に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11. 申込手続き

(1) 申込方法

(2) の提出書類アからクに掲げる全ての書類を整え、申込期間中に正本1部及び副本1部提出してください。

(2) 提出書類 ※印鑑は登記された印鑑を押印して下さい。

ア ネーミングライツパートナー申込書【様式1】

イ 応募資格についての誓約書【様式2】

ウ 会社概要【様式3】

エ 役員調書【様式4】

オ 印鑑証明書（提出日直近3ヶ月）

カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）（提出日直近3ヶ月）

キ 様式3に関するデータについての資料（直近概ね3ヶ年）

ク 市県民税の納税証明書（埼玉県及び戸田市に納税義務がある場合は、埼玉県、戸田市の証明、埼玉県及び戸田市に納税義務がない場合は、本社所在地の都道府県、市区町村の証明）

(3) 申込期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）の午前8時30分から12時、午後1時から5時まで（土、日、祝日を除きます。）

(4) 申込先

〒335-8588

埼玉県戸田市上戸田一丁目18番1号

戸田市役所 道路管理課 管理担当まで持参

（事前に電話にてアポイントを取っていただくと、スムーズに手続きが進められますので、ご協力をお願いします。）

電話番号 048-441-1800（内線353）

(5) 質問の受付

ア 質問方法

ホームページ掲載の質問票を添付し、電子メールで戸田市役所 道路管理課 管理担当 (doro-kanri@city.toda.saitama.jp) までお送り下さい。

なお、ご質問の際には、法人名、担当者名、電話番号を必ず記載してください。

イ 質問期間

令和8年11月20日（金）午後5時まで

ウ 回答方法

市からの回答は、電話又は電子メールで質問者様へ直接ご連絡いたします。

(6) 留意事項

ア 申込に係る必要な経費は全額申込者の負担とさせていただきます。

イ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関等に意見を聞く目的でも使用することがあります。

また、戸田市情報公開条例に基づき開示することがあります。

1 2. 契約の更新

契約を締結したネーミングライツパートナーは、次回の更新時期の際に優先的に交渉する候補者となることができます（審査委員会での審査あり）。

その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

1 3. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約を解除できることとします。この場合、既に支払済みのネーミングライツ料は返還されません。

1 4. ネーミングライツパートナーの公表及び通称の普及

ネーミングライツパートナーの決定後、市は、法人名、道路の通称、ネーミングライツ料等について、広報誌、ホームページなどにおいて公表するとともに、通称を積極的に使用して普及に努めます。

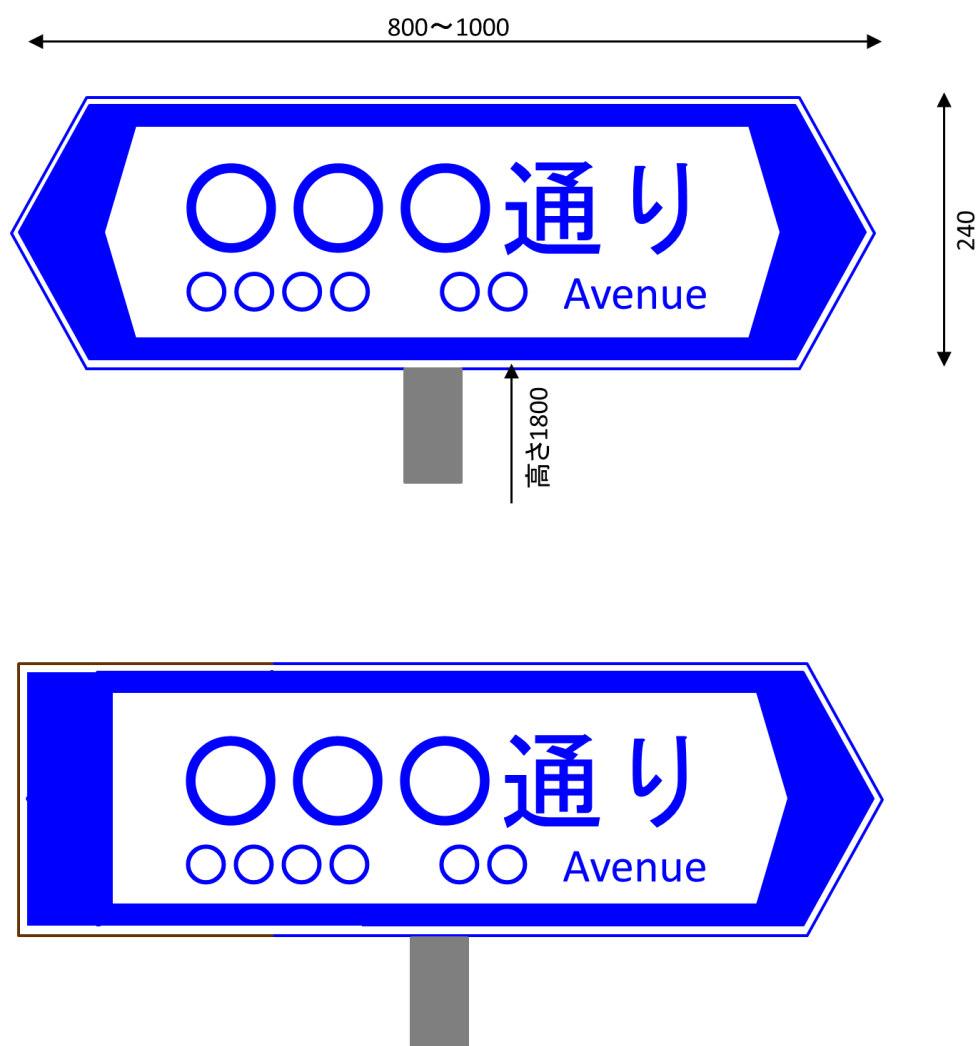
1 5. その他

(1) 施設は現状のままとし、募集に際しての改修等を行いません。

(2) ネーミングライツ料の使途については、市道の維持管理費としますが、ネーミングライツ対象路線に対して優先的に充当するものではありません。

別紙

通称案内看板の一例



- ※1 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」における「道路の通称名（様式119）」に基づいたものとします。
- ※2 両面とします。
- ※3 白抜き箇所以外の色については、道路標識と同等の青色系とする。
- ※4 支柱の材質、寸法、その他詳細については、協議によるものとする。